

公益財団法人 村田海外留学奨学会 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人村田海外留学奨学会(以下、「この法人」という。)の定款第14条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第24条に定める理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費交通費(宿泊費を含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給額)

第3条 この法人は、役員等の職務執行の対価として、次に定める報酬等を支給することができる。ただし、役員等本人から辞退の申し出があったときは、これを支給しないことができる。

- (1) 役員等に対する報酬は、役員に対しては各年度における総額が300万円を超えない範囲で、また、評議員に対しては定款第14条に定める総額の範囲で、理事会又は評議員会への出席の都度、1日あたり各5万円(源泉徴収税額控除後の額)を支給する。ただし、同一の日に理事会及び評議員会にそれぞれ出席した場合であっても、5万円(源泉徴収税額控除後の額)とする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、監事に対しては、監事監査について1日あたり各5万円(源泉徴収税額控除後の額)を支給する。

(賞与及び退職手当等)

第4条 この法人は、役員等に対し、前条に定める報酬等以外には、賞与及び退職手当その他これらに類する一切の手当を支給しない。

(報酬等の支払い)

第5条 役員等に対する報酬等は、支払事由発生後、当該月に発生した分をまとめて1ヵ月に1回、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって役員等本人に支給する。ただし、役員等本人の指定する本人名義の金融口座に振り込むことができる。

(費用)

第7条 この法人は、役員等がその職務の執行に伴い発生する旅費交通費、手数料等の実費相当額を支給することができる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月4日から施行する。